

## 第9回 新潟地域合併問題協議会の概要

# 任意協議会での協議を終了



九月二十九日、新潟市で第九回新潟地域合併問題協議会が開催されました。

協議会では、次の項目について協議が行われました。

- ① 各種事務事業以外の行政制度調整方針
  - ② 合併建設計画
- また協議事項とは別に、合併後の支所

組織についての案と、三つの専門部会の検討報告が示されました。

任意の合併協議会としての協議は、今回で終了しました。市では協議結果などを基に、市町村合併に関する市民説明会や市民アンケートを実施します。

今号では、協議会での協議結果の概要などをお知らせします。

### 事務事業以外の調整方針を合意

今回の協議会では、事務事業以外の行政制度について、次の三項目の取り扱いが了承されました。

- ・ 地方税の取り扱い
- ・ 地域審議会の取り扱い
- ・ 特別職の職員の取り扱い
- ・ 各種事務事業の一項目(国民健康保険料率・納期等の状況)と、一部事務組合の一項目(巻・西川・潟東消防事務組合)については調整方針が決まらず、今後引き続き協議することになりました。

### 合併建設計画の協議も終了

合併建設計画については、すでに合意済みの総論に加え、

え、今回は各論の本文や概算事業費、財政計画が了承されました。

- ・ また関係市町村職員で構成する部会などから、次の事項について報告されました。
- ・ 合併後の支所組織について
- ・ 政令指定都市における行政区の基本的な考え方(分権専門部会中間報告)
- ・ 交通体系確立の方向(交通専門部会中間報告)
- ・ 田園型政令指定都市における農業の在り方など(農業専門部会中間報告)

任意の合併協議会での協議は今回で終了し、今後は部会などで詳細な検討を行うことになりました。合併建設計画などこれまでの協議結果については、先ごろ配布された「新潟地域合併問題協議会だより」に掲載されています。新津市域にかかわる合併建設計画登載の個別事業については、次号でお知らせします。また市では、市町村合併に関する資料を作成し、各戸に配布します。

協議の詳しい内容については、次ページ以降をご覧ください。